

登録基幹技能者とは

登録基幹技能者は、平成20年1月の建設業法施工規則の改正により、建設現場における基幹的役割を担う建設技能労働者の講習資格で、平成31年3月末で33職種67,437名が認定されています。建設業施行規則に定められた熟練の技を持った技能者で、加えて施工管理、品質管理、原価管理、安全管理等のマネジメントができる技術的能力も保有し、現場の責任施工を担える優れた技能者（スーパー職長）です。



登録グラウト基幹技能者とは

登録グラウト基幹技能者は、地盤改良工事の内、グラウト工事において、高い生産性と、安全で優れた品質を実現するため、これまでの技能者の直接施工にかかる役割能力に止まることなく、技術者と技能者との間をつなぐ、現場での直接生産活動の中核的役割を担う統括職長(技能労働者のトップ)となること目的としています。

- ・平成31年4月より本格稼働の建設キャリアアップシステムにおいて最上位となるゴールドカード(レベル4)が付与されています。
- ・経営事項審査での加点(3点)対象資格
- ・建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者として認定されました。
- ・総合評価落札方式での評価対象資格として、国土交通省発注工事を初め多くの発注官庁で取り入れられています。
- ・大手建設会社における「優良技能者制度」で、主な認定基準の保有資格と認められており、待遇改善が見込まれます。

当協会は登録基幹技能者講習の実施機関第25号として、平成21年11月27日国土交通大臣の認定を受け、平成21年度から「登録グラウト基幹技能者認定講習」を実施しております。また、平成26年度から「更新講習」も実施しています。

登録グラウト基幹技能者になるためには・・

(一社)日本グラウト協会が実施する登録グラウト基幹技能者認定講習を受講し、講義修了後に行われる試験に合格された者に、当該講習修了証を発行いたします。

認定講習の受講資格及び提出書類について

1. グラウト工事の実務経験が10年以上あり、うち職長経験3年以上の実務経験があること。
事業主証明書が必要です。
2. 職長経験証明として 次のいずれかの証明(写し)を提出する必要があります。
ア 労働安全衛生法第60条に規定する職長教育修了証
イ 事業主以外の元請の建設業者等の証明書類
3. 公的資格の証明(写し)
1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士(種別:土木又は薬液注入)、ジェットグラウト技士の資格から1つ選択
4. 住民票(抄本)の添付

認定講習の日程・カリキュラム・受講料

開催日・開催場所等の詳細は、「登録グラウト基幹技能者 認定講習の受講案内」又は「当協会ホームページの講習案内」をご覧ください。

認定講習の試験問題

出題範囲は、講義および使用したテキストの内容から25問出題され、四者択一式です。1問4点の100点満点です。25問中5問は三つの工事の中から一つの工事を選択することになります。詳しくは、「登録グラウト基幹技能者 認定講習の受講案内」又は「当協会ホームページの講習案内」をご覧ください。

問題と解答及び合格基準は試験終了後、当会ホームページにて公開します。(開催日程により公表されていない期間があります。ご了承ください)

更新講習(通信教育と試験)

平成26年度から更新講習を実施しています。

講習修了証には有効期間が記載されております。この期間を更新するためには、更新講習の受講が必要です。詳しくは、「登録グラウト基幹技能者 更新講習の受講案内」又は「当会ホームページの講習案内」をご覧ください。

問合せ先

団 体 名 : 一般社団法人 日本グラウト協会
電 話 番 号 : 03-3816-2681
F A X 番 号 : 03-3816-3588
メー ル ア ド レ ス : ngtk@isis.ocn.ne.jp
ホームページアドレス : <http://www.japan-grout.jp/>